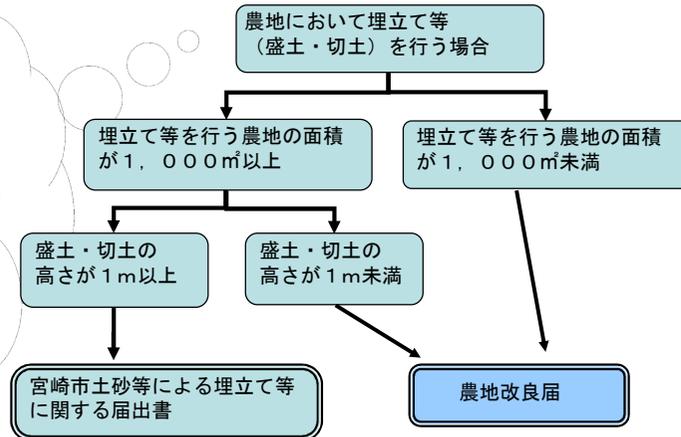


農業者の皆様へのお知らせ・ご案内

農地の埋立てを行う場合は届出が必要です

営農上の改善を図るために、農地に良質な土壌を客土するなど、農地の改良をする際は事前に届出が必要です。
 随時受付を行っておりますので、該当する場合は農業委員会にご相談ください。



農地を取得した場合は届出が必要です

相続や時効取得等により農地を取得した場合は届出が必要です。法務局での所有権移転登記が完了しましたら、農業委員会に届出をお願いします。

農地を誰かに売りたい・貸したい

所有する農地を他の農家へ売りたい・貸したいという方は、農業委員会までご相談ください。届出者の希望に応じて農地をあっせんし、農地の有効利用に努めます。

上乘せ年金には農業者年金が最適です

あなたの老後生活への備えは十分ですか？ご家族の老後に不安はありませんか？
 農業者年金は、国民年金の「上乘せ」年金として、農業者だけが加入できる年金制度です。国民年金基金や民間の個人年金保険などの年金制度もありますが、農業者年金は農業者にとって多くのメリットがあります。
 加入をご検討される方は、お近くのJAまたは農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会にご相談ください。

★お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会にお気軽にご相談ください！



委員長
副委員長
広報委員会

外 久 川 小 佐 蛭
 田 野 倉 藤 原
 香 章 男 博 次
 生 男 郎 郎



佐藤 裕次郎

編集後記

私の地区では、2月中頃から田植えの準備が始まります。ロシアのウクライナ侵攻の影響で肥料の価格が二倍以上に高騰し、今年も大変な一年になりそうです。
 また、この影響で田んぼを作らなくなる農家が増えるのではないかと心配しているところでもあります。
 もし、離農を考えている農家さんがいらしたら、お近くの農家さんや農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。農地が荒れないよう管理ができる方を探して参りたいと思います。
 共に前を向いて頑張ってください。

宮崎市農業委員会だより



主な内容

- ・新規就農者の紹介～生目地区・谷口香織さん（施設花卉）～
- ・活動レポート
- ・「人・農地プラン」から「地域計画」へ
～農地の集約化等に向けた取組を加速化～
- ・下限面積の要件（50a要件）が撤廃されます
- ・農業者の皆様へのお知らせ・ご案内

発行／宮崎市農業委員会
編集／広報委員会

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東1丁目14番20号
 Tel. 0985-21-1784 E-mail: 60nougyo@city.miyazaki.miyazaki.jp
 宮崎市ホームページ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

新規就農者の紹介～生目地区・谷口香織さん(施設花卉)～

今回は、令和4年に就農した谷口香織(たにくちかおり)さんを紹介いたします。

就農前は障がい者施設に勤めていた谷口さん。そんな谷口さんが就農するきっかけとなった出来事は、施設で植栽事業を始めるため、谷口さんが花の栽培担当を任されたことでした。その経験を経て独立就農することを決めたそうです。

就農地は生目地区・松田会長のあっせんにより取得、現在も松田会長に相談しながら経営の仕方を模索中です。



松田実会長

「人とのつながりを大切にしてほしい。」それが私の願いです。新規就農者は、就農するまでの間はよく相談に来ますが、就農すると相談が減るようになっていきます。就農後は自分の経営で手一杯になるため、なかなか相談する時間がないとは思いますが、つながりを上手く活用し、経営のプラスにしてほしいと思います。些細なことでも構いませんので、迷わず相談に来てください！

活動レポート

■宮崎市へ意見書の提出を行いました(令和4年9月)



令和4年9月30日(金)経営改善推進委員会の鬼塚健太委員長を中心に作成した「農地利用最適化推進施策に関する意見書」を清山市長にお渡ししました。

市長からは、意見書の内容を精査して今後の市政運営への活用を検討していきたいとの回答をいただきました。

■農地・非農地判断現地調査を実施しました(令和5年1月)



山林原野化などで、農地の再生が見込まれない土地に対し、「農地」に該当しない旨の判断を行う、農地・非農地判断現地調査を令和5年1月17日(火)・18日(水)に実施しました。今回は、佐土原・高岡地区を対象に約25ha非農地判断を行いました。非農地と判断された土地は、今後も引き続き守り残していく農地と区別され、遊休農地の解消対策の一環として遊休農地から除かれます。

「人・農地プラン」から「地域計画」へ ～農地の集約化等に向けた取組を加速化～

■人・農地プラン実質化の進捗

宮崎市内は108地区の「人・農地プラン」があり、令和4年10月現在の進捗状況は右表のとおりです。

おかげさまで、全体の約8割の地区において、実質化への取り組みがなされました。

区域	プラン地区数	取組中の地区数	実質化した地区数
旧宮崎市域	51	7	41
佐土原町域	24	5	18
田野町域	9	0	7
高岡町域	16	0	16
清武町域	8	0	8
計	108	12	90

■人・農地プランが「地域計画」として法定化されました

これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を次の世代にも引き継いでいくために、「地域計画」として目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することで、農地の集積・集約化を進めてまいります。

そのために今後、農業委員と農地利用最適化推進委員が農地一筆ごとの情報を聞き取りにお伺いする際にはご協力をお願いいたします。

【地域計画】

地域農業の将来の在り方 + 目標地図



下限面積の要件(50a要件)が撤廃されます

■下限面積の要件とは

農地の権利(所有権・貸借権)を取得する場合、農業委員会の許可(農地法第3条許可)を得ることが必要です。その許可の要件の一つとして、権利取得後の経営面積が原則として50a(5反)以上なければならないという下限面積の要件があります。

■撤廃の時期及びメリット

要件の撤廃は令和5年4月1日からとなります。なお、それ以外の許可の要件については、引き続き満たす必要があります。

また、メリットとして、新規就農者や兼業の形態(半農半X)などの多様な担い手の農業参入が容易になることが期待されます。



全国農業新聞を購読しませんか?

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門誌です。

◇月4回金曜日発刊

◇月700円(消費税込)

◇購読の申込みは農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会までお気軽にご連絡ください。(Tel.0985-21-1784)

◇一定期間の購読者は『「オンライン講座」スタディあぐり』の受講料が無料となります。左QRコードからも確認できます。



◀左:『スタディあぐり』講座申し込みはこちら
右:全国農業新聞HPはこちら